

追納制度をご存知ですか？

国民年金

〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



免除(全額・4分の3・半額・4分の1)や納付猶予(学生納付特例・若年者納付猶予)の承認を受けたことがある皆さん、その期間は納付した場合に比べ将来受ける老齢基礎年金額が少なくなってしまう。

| | | |
|-----------|---|---------------------------|
| 学生納付特例期間 | ⇒ | 年金額には反映されません。 |
| 若年者納付猶予期間 | ⇒ | 年金額には反映されません。 |
| 全額免除期間 | ⇒ | 納付した場合の3分の1の額が年金額に反映されます。 |
| 4分の3免除期間 | ⇒ | 納付した場合の2分の1の額が年金額に反映されます。 |
| 半額免除期間 | ⇒ | 納付した場合の3分の2の額が年金額に反映されます。 |
| 4分の1免除期間 | ⇒ | 納付した場合の6分の5の額が年金額に反映されます。 |

「追納」で年金を満額に近づけましょう！

免除を受けたことにより、将来減額となる老齢基礎年金を少しでも多く受けるために、10年前の分までさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」があります。

- 追納する保険料の額は、免除を受けた月の属する年度から2年度を経過すると、当時の保険料に経過した期間に応じて一定の額を加算した額になります。
経過期間が長いほど加算額が高くなりますので早めの追納をお勧めします。
- 追納は10年以内で原則として、先に経過した月の分から納付していただくことになります。



教育委員会だより

安心・安全な地域に ～大人が知らない携帯・ ネットの有害情報の世界～

入学祝、進級祝に携帯電話を与えて、子どもは喜びで夢中、でもその影には多くの危険な落とし穴があることをご存知でしょうか。

ブログ・プロフ・SNS・サブアドレスサービス・無料ゲームなどのサイトは、誰でも簡単に入ることができて、少女漫画のように可愛い画面が出てくるため、何の疑いもなく引き込まれてしまいます。しかし、その裏では、その情報を使った犯罪やいじめが後を絶たないのです。

子どもは友達とのつながりを持ちたいために、メールに悩み、誘われて有害なサイトに入り込む危険性ははらんでいます。

では、大人はいったいどうしたらよいのでしょうか。

まず、子どもの気持ちを理解した上で、話し合いを持つことです。我が家は「こう決めている」と約束すること

が大切です。

そして、契約した大人の責任として使い方を決めたり、フィルタリングをかけたりすることが必要です。

大人は連絡のために使う携帯も子どもは使い方が違います。不用意に与えることで、子どもが悩んだり、犯罪に巻き込まれたりすることのないよう、親としての責任があります。

また、ネットによる誹謗・中傷など、いじめにつながる場合も少なくありません。子どもと絶えず会話をしながら、悩みを早く察知して対処していきたいものです。

私たち大人は、携帯やネットの危険性を学び、大人のネットワークをはりつつ、地域の子どもの守っていかねければなりません。

参考

- * ブログ…個人や数人のグループで運営される日記的なウェブサイト。
- * プロフ…ウェブ上に自己紹介を作成して公開できるサービス。
- * SNS…会員制ウェブサイト。既存の参加者からの招待がないと参加できないシステム。